

第7章 東京都が行う認定(特例認定)特定非営利活動法人の情報公開

1 公告(法第49条第2項、第53条第2項、第57条第2項、第62条)

(1) 認定(特例認定)時の公告

東京都は、認定(特例認定)法人の認定(特例認定)をしたときは、「東京都公報」において、次に掲げる事項を公告します。

(公告事項)

- ① 認定(特例認定)法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定(特例認定)の有効期間

(2) その他の公告

東京都は、認定(特例認定)法人について、以下に掲げる事項があったときも、「東京都公報」においてその旨を公告します。

(公告事項)

- ① 認定(特例認定)法人の名称変更に係る定款の変更の認証をしたとき。
- ② 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地の変更に係る定款の変更の認証をしたとき又は定款の変更の届出を受けたとき。
- ③ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき。
- ④ 認定(特例認定)法人が認定(特例認定)の効力を失ったとき。

2 閲覧又は謄写(法第30条、第56条、第62条)

所轄庁である東京都は、認定(特例認定)法人から提出を受けた次頁に掲げる書類(過去5年間に提出を受けたものに限り)について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています。

閲覧及び謄写は、東京都の担当窓口で行っております。なお、謄写については、文書1枚につき10円の謄写手数料がかかります。

所轄庁である東京都においての閲覧又は謄写の対象となる書類及びその閲覧可能期間は次頁のとおりです。

所轄庁における閲覧書類一覧

書 類 名		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等 (注1)		○	過去5年間に提出を受けたもの
事業報告書			
計算書類 (活動計算書、貸借対照表)			
財産目録			
年間役員名簿 (各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)			
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			
役員名簿 (注1)		○	(注2)
定款等 (定款、認証及び登記に関する書類の写し)			
認定 (特例認定) の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	(注3) 認定の有効期間中
認定 (特例認定) の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	過去5年間に提出を受けたもの (注4)
前事業年度の 収益の 明細 など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	×	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 □ 役員等との取引	○	
	寄附者 (当該認定 (特例認定) 法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定法人又は特例認定法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (□に係る部分を除く。) □ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	○	
	第2章「4 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための基準・記載例」の(3)(□に係る部分を除きます。)、(4)イ及び□、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 (特例認定の場合も同様。)	○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○		
寄附者名簿		×	
認定 (特例認定) 申請書		×	
認定 (特例認定) 申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×	

(注1) 所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければならないとされています。

(注2) 最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定法人の場合は特例認定の有効期間中

(注4) 特例認定法人の場合は過去3年間に提出を受けたもの

3 関係知事宛て通知（法第49条第3項、第53条第3項、第57条第3項、第62条、法規第27条第1項、第34条）

（1）認定（特例認定）時の通知

東京都は、都以外の道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人を認定（特例認定）したときは、その事務所が所在する道府県の知事（以下「関係知事」）宛てに次に掲げる事項を通知します。

（通知事項）

- ① 認定（特例認定）法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及び通知を受ける関係知事の管轄する区域内に所在するその他の事務所の所在地及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）その他の連絡先
- ④ 認定（特例認定）の有効期間

（2）事務所設置時の通知

東京都は、認定（特例認定）法人が都以外の道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨の定款の変更についての認証をしたとき又は届出を受けたときは、その旨を当該道府県の関係知事に通知します。

（3）事務所廃止時の通知

東京都は、認定（特例認定）法人が都以外の道府県の区域内に設置している全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての認証をしたとき又は届出を受けたときは、その旨を当該道府県の関係知事に通知します。

（4）認定（特例認定）失効時の通知

東京都は、都以外の道府県の区域内に事務所を設置している認定（特例認定）法人がその認定（特例認定）の効力を失ったときは、その旨を当該道府県の関係知事に通知します。